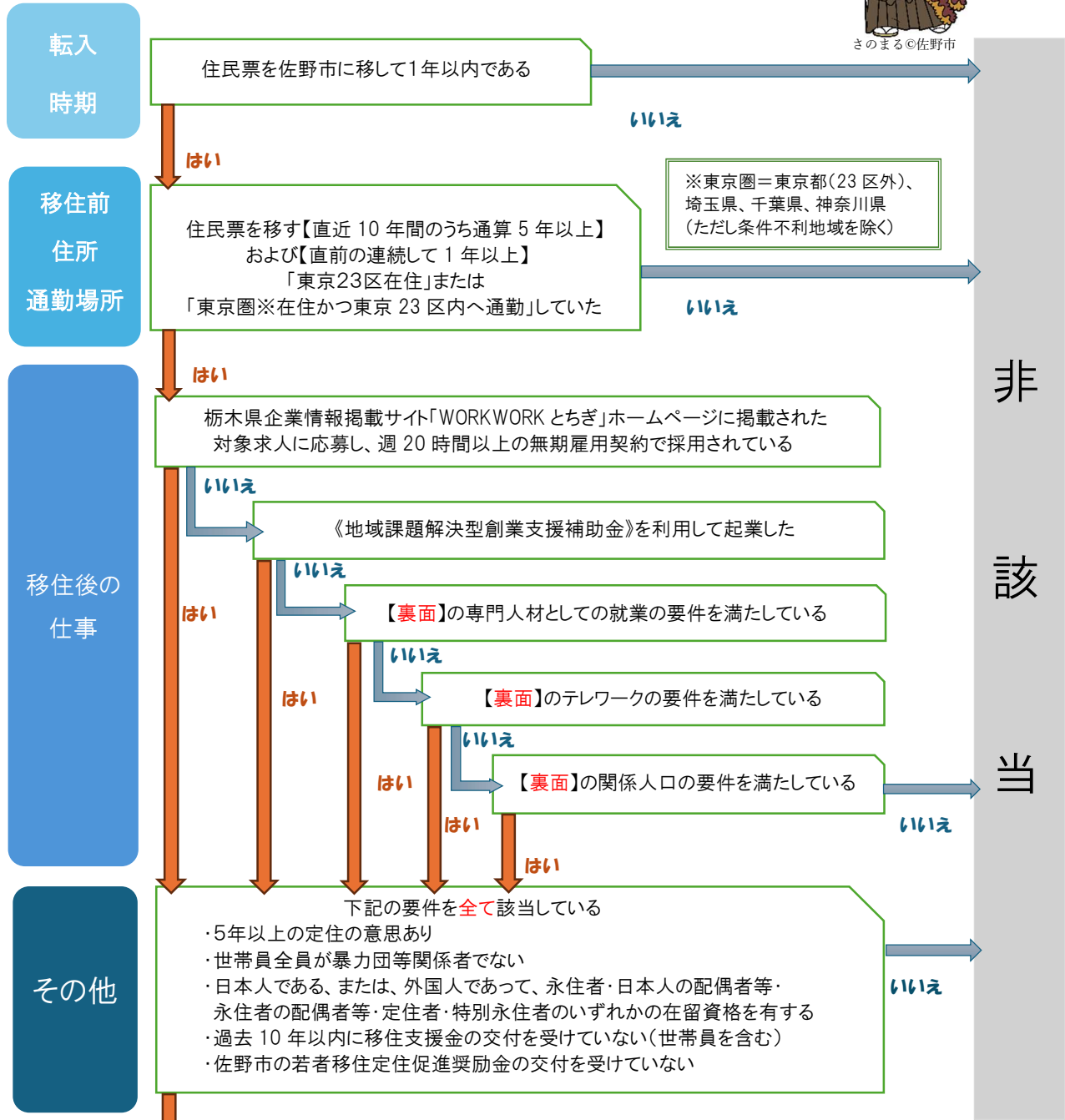


移住支援金 該当要件確認フローチャート



申請いただける可能性が高いです！

※こちらのフローチャートは申請の目安にご利用いただくものであり
必ずしも申請が通ることを保証するものではありません。
移住支援金の申請・相談は、**移住前に担当部署にご連絡ください**



専門人材の場合 ①～③すべて該当

- ① 内閣府が実施するプロフェッショナル人材支援事業、または、先導的人材マッチング支援事業を利用して、移住及び就業する。
- ② 週 20 時間以上の無期雇用契約である。
- ③ 目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

テレワークの場合 ①～④すべて該当

- ① 所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- ② 国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていない。
- ③ 出社する頻度が勤務日数の 1/5 より少なく、かつ週 20 時間以上テレワークを実施している。
- ④ 勤務先から通勤手当(定期券相当の交通費)の支給を受けていない。(出社実績に応じた実費負担は可)

関係人口の場合 ①または②のいずれかに該当

- ① アからカのいずれかの要件に該当し、かつ、転入後に地域活動等に継続して参加する方。
地域活動等・・・市内の自治会行事、ボランティア活動、地域活性化イベント等
ア 申請者又は同一世帯の方の出生地が本市である。
イ 申請者又は同一世帯の方が市内の学校に在住していた。
ウ 申請者又は同一世帯の方が市内の事務所又は事業所で勤務していた。
エ 本市に転入する前から佐藤の会プレミア個人会員である。
オ 本市に事務所がある特定非営利活動法人の会員等である。
カ 本市を本拠地とする芸術・文化・スポーツに関する団体等に 1 年以上加入している。
- ② アからウのいずれかの要件に該当する方。
ア 本市で 3 親等以内の親族が経営する家業(主たる事業に限る)を継承している。
イ 本市で個人事業の開業又は法人の設立・移転を行っている。
ウ 建設業、製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉に分類される市内の事業所に勤務している。(継続要件 5 年以上)

移住支援金に関するお問い合わせ先▶

佐野市総合戦略推進室

栃木県佐野市高砂町 1 番地(4 階)

電話番号 0283-20-3021

e-mail ijuteiju@city.sano.lg.jp